

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎963-1730（直）

インターネット

における

人権問題

インターネットには、SNS（ソーシャルネットワークキングサービス）（※1）や掲示板などの便利な機能があり、多くの人が利用しています。インターネットの普及に伴って、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長したりする表現の書き込みを行うなどのさまざまな問題が発生しています。また、不確かな情報や誤った情報に基づいた安易な書き込みによって、誰かの人権を侵害してしまうことがあります。

※1 LINE、Facebook、Twitter、Instagramなどに代表される、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

インターネットでは、いったん情報発信・書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまっただけではなく、コピーや拡散によりインターネット上から完全に消すことが非常に困難になります。そのため、インターネットを利用したコミュニケーションには、互いの人権を尊重する一人ひとりのモラルがとても重要です。繋がった先にいるのは生身の人間であるということを忘れず、直接人と接するときと同じように相手の人権を尊重することが大切です。

インターネットの利用に潜む危険性

何気ない行動がトラブルに発展することがあります。

事例 誹謗中傷による慰謝料請求

有名人の悪口を匿名で投稿したら

テレビ上での言動が気に入らない有名人の悪口を匿名でSNSに投稿したAさん。同調する投稿も増え、根拠のない悪口などの嫌がらせがインターネット上に広まった。

投稿者が特定され、高額な慰謝料を求められた

Aさんが発信者だと判明したことから、虚偽の投稿内容により名誉を傷つけられたとして、慰謝料などを求める訴訟（裁判）を起こされてしまった。



投稿する前に一度立ち止まる

いら立ちを感じたり正義感が高じたりして、人を攻撃することは人権侵害につながります。また、再投稿しただけでも民事・刑事上の責任を問われる危険性があります。投稿する前に一度立ち止まり、自分が言われたらどう思うかを考えましょう。

（参考：総務省「インターネットトラブル事例集（2020年版）」、「インターネットトラブル事例集（2021年版）」）

人権（悩みごと）相談 ～ひとりで悩まずにご相談を～

法務局における電話相談

さまざまな人権問題に関する相談を受け付けています。

【受付時間】 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

みんなの人権110番

0570-003-110

（ナビダイヤル）